

## 住まい・暮らし

《消費生活センター情報》  
改正商品先物取引法完全施行

平成23年1月1日から海外商品先物取引のルールが大きく変わります。

これまでの国内商品市場取引に加え、「海外先物取引（現物型先物取引に限らず、現金決済型先物取引、指数先物取引、オプション取引を含む）」と「店頭取引（ロコ・ロンドンまがい取引など）」も商品先物取引法の対象

になります。

●商品先物取引業が許可制になります

これまでの国内商品に加え、海外商品についても主務大臣の許可を受けた業者でなければ営業できません。

●不当な勧誘行為が禁止されます

絶対儲かるなどの断定的判断を提供  
ウソの説明

●断わっている消費者に対しての再勧誘  
●消費者に迷惑を覚えさせるような勧誘  
●事前に商品先物取引などの勧誘であることを告げ、勧誘を受けるか確認せずに勧誘する行為

●【不招請勧誘の禁止】勧誘の要請を

していない消費者を勧誘してはいけません（初期投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引所での取引を除く）。

●【適合性の原則の遵守】消費者の知識や経験、財産の状況、契約する目的などに照らして消費者に適合しない勧誘をしてはいけません。

●ご注意ください

勧誘の電話や訪問があった場合でも興味がない場合ははっきり断りましょう。また、話を聞く際は、許可業者であるかの確認、リスクやシステムなど十分な内容の確認を

したうえで自分にあっているかどうかの判断してから契約を決めるようにしましょう。なお、先物取引以外にも未公開株や外国通貨などの嘘のもうけ話を勧める悪質商法もありますので十分注意しましょう。

あなたの財産を守るのはあなた自身です。安易にもうけ話をうのみにせず、正しい知識を持って判断するように心がけましょう。

## ■問い合わせ

大田原市消費生活センター  
TEL (23) 6236

## くらし情報館情報

不用品登録状況(1月19日現在)※有料希望は受け付けません

◆ゆずりたい※太文字の物はくらし情報館に展示してあります

## ●お母さん・お子さん向け

ベビー用品(歩行器)、ジュニアシート  
ベビーチェア・ベッド

## ●家具・インテリア・電化製品・楽器

扇風機、テレビ、洋服ダンス、和ダンス



◆ゆずってほしい

## ●お母さん・お子さん向け

チャイルドシート、ベビーカー、バギー、ベビーベッド  
子ども靴、子ども用マウンテンバイク、布生地

## ●家具・インテリア・電化製品・楽器

ダイニングテーブルセット、和ダンス、ミシン、掃除機  
洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、炊飯ジャー、ホームベーカリー  
ガステーブル、扇風機、カセットレコーダー、CDラジカセ  
マッサージチェア、アップライトピアノ

## ●その他

女性用衣類、着物一式、毛布、自転車、バスタブ  
大八車・荷車、肥桶、飼糞桶、組紐の組台  
織機、糸車、とうみ、毛糸、リヤカー、発動機  
硬式テニスラケット、ぶらさがり健康器



## 「不用品登録」利用方法

◆ゆずりたい

- 不用品は修繕などが不要で再利用できる物。
- 展示できる大きさは概ね、幅および奥行きがそれぞれ60cm未満、高さ2m未満としますが、詳細はお問い合わせください。  
※搬入は各自でお願いします。
- 展示できない大きな物や、持ち込みができない方は電話で登録をしてください。

◆ゆずってほしい

- 展示してある物はその場で引き取りができます。
- ゆずってほしい物を直接または電話でご登録ください。

## ●注意事項

- 登録情報が一致した場合は、ゆずりたい方の電話番号のみをゆずってほしい方にお教えしますので、その後は本人同士で交渉を行ってください。
- 交渉の成立、不成立に関わらず、結果を報告してください。その報告をもって交渉成立の場合は登録内容を抹消します。
- 「無償」としますので金品の要求などはしないでください。万が一、金銭トラブルなどが起きた場合でも、取引に関し責任は負いません。
- 対象は市内在住の個人としますので事業者や法人の利用は固くお断りします。
- 登録内容の有効期限は登録した翌月から3カ月とし、引き続き登録をしたい場合はその旨ご連絡ください。

## ■登録先・問い合わせ

くらし情報館 TEL (47) 7379

管理者 大田原市くらしの会

場所 中央1-2-14 あらまち蔵屋敷内

開館日時 2月2日(水)、4日(金)、7日(月)

10日(木)、12日(土)、14日(月)

18日(金)、20日(日)、23日(水)

25日(金)、28日(月)

いずれも午前10時から午後3時